

特定健診を受診しましょう

平成20年度に新しくスタートした「特定健診」。

平成21年度も引き続き、40歳以上の蒲郡市国民健康保険加入の方を対象に「特定健診受診券」を郵送します。ここでは、特定健診に関してよくある質問について、Q & A形式でお答えします。特定健診を受診する際の参考にしてください。

Q 特定健診って……？

A 蒲郡市国民健康保険が行う健診のことで、身体・血圧測定、血糖検査などを行います。メタボリックシンドローム予備群やその該当者を早期に発見し、保健指導を行うことにより、生活習慣病を予防することを目的としています。

Q 受診券が送られるのはどういう人ですか？

A 4月1日現在、蒲郡市国民健康保険の資格がある40歳以上の被保険者の方です。（年度中に40歳になる方も含む）

Q 受診券はいつ送られるのですか？

A 6月ごろ（予定）から発送を始めます。4月生まれの方から順番に送付します。

Q 国民健康保険に加入していない人はどうしたらいいですか？

A 加入している保険の保険者（ご自分の保険証に記載してあります）にお尋ねください。

Q いつまでに受ければいいですか？

A 受診券には「有効期限」が記載されています。必ず期限内に受診してください。

Q 生活習慣病で通院していると平成20年度は対象外でしたが……

A 平成20年度は生活習慣病で治療中の方は健診の対象外でしたが、平成21年度からは希望をすれば、健診を受診していただけるようになりました。

国保に加入されている方に
保健師による訪問保健指導
を行っています



国民健康保険では、医療機関で受診する機会が多い家庭に保健師が訪問する「訪問保健指導」を行っています。

訪問時には、食事など日常生活で気をつけることや医療機関へのかかり方などについてお話しします。また、それぞれの訪問先で、家庭での生活状況などを聞き、具体的なアドバイスをするることにより、被保険者の方の健康づくりへの支援を行います。

訪問先へは、保健師があらかじめ電話で訪問について照会します。ご理解のうえご協力をお願いします。

なお、国民健康保険加入の方で、保健師による訪問指導を希望される方は、お気軽に保険年金課までご連絡ください。

保険年金課 ☎66◆1103